平　成　30　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第１回定例会　１月 25 日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

平成 30 年第 1 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

平成30年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

平成30年１月25日（木）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第６　議案第１号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて
第７　議案第２号　奥州市の住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第８　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第９　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
第10　議案第５号　岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
第11　議案第６号　岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
第12　議案第７号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）
第13　議案第８号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第３号）
第14　議案第９号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第15　議案第10号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　一般質問
第５　報告第１号　自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第６　議案第１号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて
第７　議案第２号　奥州市の住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ

いて

第８　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第９　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

第10　議案第５号　岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

第11　議案第６号　岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

第12　議案第７号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）

第13　議案第８号　平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第３号）

第14　議案第９号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算

第15　議案第10号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（12名）

議　長　渡　辺　　忠　君
１　番　千　葉　　敦　君
２　番　廣　野　富　男　君
３　番　及　川　　佐　君
４　番　菅　原　圭　子　君
６　番　髙　橋　政　一　君
７　番　阿　部　加代子　君
８　番　中　澤　俊　明　君
９　番　今　野　裕　文　君
10　番　千　葉　正　男　君
11　番　内　田　和　良　君
12　番　千　葉　和　美　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（１名）

５　番　有　住　　修　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管　理　者　奥　州　市　長　　小　沢　昌　記　君
副　管　理　者　金　ケ　崎　町　長　　髙　橋　由　一　君

副管理者	奥州市副市長	及川新太君
監査委員		朝倉　栄君
事務局長		渡辺和也君
企画総務課長		鈴木敏郎君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
水質管理課長		千葉美隆君
会計管理者	兼出納室長	志村幸弘君
消防長		阿部保之君
消防次長	兼予防課長	千田光男君
消防次長	兼消防救急課長	平　裕司君
消防総務課長		小野寺和則君
水沢消防署長		千葉　直君
江刺消防署長		菅野一美君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	菊池　亮君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	及川一彦君
企画総務課	課長補佐兼企画係長	松田好正君
企画総務課	課長補佐兼財政係長	千田俊輔君
施設管理課	長寿命化事業推進室長補佐	岩淵　充君
施設管理課	課長補佐兼管理係長	馬場　隆君
消防総務課	課長補佐兼人事係長	志和　純君
企画総務課	副主幹兼総務係長	藤原丈司君
水質管理課	浄水係長	菅原敏幸君
施設管理課	長寿命化事業推進室主任	鈴木伸司君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時　　開議

○議長（渡辺忠君）　これより平成30年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は、５番有住修議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、10番千葉正男議員、11番内田和良議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決しました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等11件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第４、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、７番阿部加代子議員。

〔７番阿部加代子君登壇〕

○７番（阿部加代子君）　７番阿部加代子です。通告しておりました１件について質問いたします。

残骨灰の処理についてお伺いをいたします。ご遺族が収骨した後に残る残骨灰には、歯の治療で使った合金、指輪、人工骨などに使った金や銀などの有価物が含まれており、処分業者は残骨灰から有価物を分別し売却し、利益にしています。業者に残骨灰の処理を委託している自治体の半数以上で、１円やゼロ円での契約となっていることが新聞社の調査で明らか

になりました。当胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の残骨灰の処理は、見積合わせにより、１円で処理業者が請け負う状態が続いています。ご遺族への配慮なども大切です。残骨と有価物を分別した後に、残骨は適切に埋葬し、有価物は売却することを検討すべきではないかと考えます。管理者のお考えをお伺いいたします。

残骨灰の取り扱いについて、法律や監督官庁はありません。一般廃棄物にも産業廃棄物にも区分されていません。しかし、残骨灰には六価クロム等の有害物質が含まれている可能性もあり、処理業者に任せたままでは、有価物のみを分別し取り出し、売却を行い、それ以外は適切に処理されていない可能性もあります。

残骨灰の所有権は、1939年「収骨前は遺族の所有、収骨後は市町村の所有」との大審院、現在の最高裁の判決があり、不適切な処理が行われた場合、排出者責任が問われます。処理された残骨灰が適切に分別処理され、排出物の処分が関係法令を厳守されているのか、組合ではどのように確認をされているのかお伺いします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　７番阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、残骨灰分別処理についてお答えをいたします。火葬後、ご遺族の方が収骨された後に残る残骨灰の処理につきましては、専門の残骨灰処理業者に業務委託し、処理をしているところであります。

残骨灰処理業者は、残骨灰の回収後、わずかに残ったご遺体の残骨と火葬台車の保護材、納棺された衣服の灰などの残骨以外のものに分別し、残骨につきましては寺院等に埋葬し、受託業者が供養をしております。

残骨以外の分につきましては、亡くなられた方の入れ歯や人工骨などに使われる有価金属が含まれており、受託業者におきましては、それらを分別、売却し、残りの灰、砂等の部分をアルミなどの金属を精錬する際に用いられる高温で行う溶解処理により、残骨灰に含まれている可能性のある重金属などの有害物質を無害化し、処分をしています。

委託業務完了後には、実績を記載した業務報告書を提出させ、適正に処分していることを確認しているところでございます。

委託業者の決定に当たっては、残骨灰処理業務を見積合わせにより業者と契約額を決定しておりますが、平成20年度以降は契約額１円での契約状況となっており、県内、県外の他団体でも同様の事例が見られます。

近年残骨灰に含まれる有価金属の売却などにより収入を得ている団体、あるいは他の業務とあわせ発注することにより、委託料コストを軽減させている団体も見られますが、一方で残骨灰の処理については、遺族の遺族感情への配慮を第一とすべき、残骨灰を売買取引の対象とすることは墓地埋葬等に関する法律の目的に反しているのではないかなどの住民の指摘

を受け、売却を取りやめた自治体も出ている状況であります。

組合では、この地域の住民感情に配慮し、残骨灰の売却ではなく、残骨灰処理としての業務の発注を行ってまいりましたが、今後は適正に業務が行われることを確保した上で、他団体でも行っている他の業務とあわせた残骨灰の処理方法を検討してまいりたいと考えております。

また、排出物の処分が関係法令を遵守しているのかというご質問にお答えをいたします。

残骨灰処理業務については、残骨灰に含まれている可能性のある有害物質を無害化処理していることを証明する資料の提出を求めており、受託業者から提出される業務完了報告により、適正に処理されていることを確認しているところであります。

また、残骨灰の中にわずかに残っている遺骨につきましては、適正に分別し、受託業者が契約している寺院等に埋葬、供養されており、寺院から埋葬証明書の提出を受けており、不法に投棄されることなく適正に処理されていることを確認しているところでございます。

○議長（渡辺忠君）　７番阿部加代子議員。

○７番（阿部加代子君）　残骨灰の取り扱いにつきましては、ご遺族の感情等もございますので、その辺を大切にしながら取り扱いを行っていかなければならないというふうに考えます。

しかし、その残骨灰の中をしっかり分別をして、お骨をお骨として、今も管理者からご答弁いただきましたけれども、寺院にきちっと埋葬し、葬られているということでございますけれども、有価物をしっかり取り出して、業者はそれを売ってお金にしているので、今見積合わせでも１円でこの処理が行われているわけでございます。

他の自治体を調べてみますと、東北地方におきましても、仙台市、山形市、秋田市などは有価物の売却などで収入を得ている自治体の中に入っておりますし、また有価物の売却を検討中であるという自治体は、福島市、それから仙台市等も検討をされているということのようでございます。多くのところが売却を検討していないということにはなっておりますが、今後国のほうにもしっかりどのように処分を適切にすべきか、あり方について、基準については法律等の整備も必要になってくるとは思いますけれども、自治体として、組合といたしまして、その辺をきちっと基準を定めながら、有価物に関しては売却をしていくというような考え方が大変必要になってくるのではないかというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

福岡市の例ですけれども、残骨灰の処理基準を明確に定められておりまして、基本方針、それから保管の基準、分別の処理に関する基準等細かく基準を設けて、ただお願いするということではなく、そこに写真等も添えながら、きちんと埋葬されていることが確認できる、そのような体制をとられておりますので、今墓地のほうからきちっと埋葬の手続をした書類が届いているようでございますが、もう少しその辺を厳格にしていくことも必要ではないかというふうに思いますので、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　なかなか難しい部分だと私は思います。ご遺族様が亡くなられて、骨上げをした後に、分別を誰がするのですか、そしてその中に有価金属がありますか、あるいは有害金属がどうですかということを、ご遺族様が例えばそういう専門の業者を依頼して分別して、ご遺族様の部分として、大審院の判決等々はそうでしょうけれども、やっぱりご遺族様とすれば、骨になってもご家族だというふうな思いのほうが非常に強いというふうに思われるというときに、果たして厳格なそういうふうな基準をつけて、こうですということが、亡くなられた方に対する尊敬、敬意、あるいは残されたご家族の思いというふうなものを法的に、あるいは行政的に明確に区分することが、本当にそれが市民にとって正しいことなのかというふうなところの議論は非常に難しい議論であるし、またそれを広く議論をするという部分もつくり上げることにも難しさがあるのではないかというふうに思っております。
　そのような意味におきましては、私ども組合といたしましては、現状の方法の中で、その処分のあり方についてはより厳格な報告を求めるというような部分については、当然これは考えていくべき検討の課題であろうというふうには認識をしますけれども、その有価金属の売買ということを目的にされるようなことに、どのようにしてもそのような形に理解されるというふうなことが、行政として市民に寄り添うというような思いを私としては持っているというところからすると、必ずしも厳格化することが市民の皆様にとって果たして正しい方法なのかという部分については、もう少し考えてみないといけないなというか、私とすればまだ客観的に割り切れるだけの材料を持ち合わせていないということでございます。
　よって、先ほど登壇して答弁申し上げましたとおり、あわせてのやり方の中でいろいろなことができないかということは当然検討はしてまいりますけれども、そのことだけを取り上げて、有価金属を分別し、そしてそれを販売し、その代金を何らかの形でまた利用者の皆さんに還元するというような仕組み自体については、現状では組合としては考えていないということでございます。
○議長（渡辺忠君）　７番阿部加代子議員。
○７番（阿部加代子君）　現実問題といたしまして、残骨灰の処理を業者にお願いをしているわけでございます。しかも、見積合わせによって１円ということになっております。処理に関しては、運搬費用、分別費用、埋葬費用とか、さまざまかかっているわけですが、ではこの１円ということが適切なのかということになってまいります。
　業者は、結局分別をした後、有価物を売ってお金にするので、１円でも処理ができると、現実問題そうなっています。管理者が今ご答弁いただいたように、ご遺族のお気持ちに寄り添うのであれば、京都市などは一切業者にお任せをせず、残骨を全て埋葬するという形をとられております。しかも、市として適切な管理のもと、その場所も明かさないということにしておりまして、そういう自治体もほかにはあります。なので、残骨灰の処理の仕方については、今までご遺族も知らなかった部分だというふうに思われます。お骨を拾って、その後

の残ったものがどうなっているのかという、その先までご遺族は考える、そういうことがなかったのではないかと思いますが、今さまざまな報道等でされておりますとおり、有価物を再利用して売却して、それを幾らかでも施設のために使う等の考えが出されて、そのようにされている自治体も出ているということでございますので、いずれかの時点でこの辺の整理をきちっとすべきではないかというふうに思いますので、お伺いをして終わりたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議員おっしゃる部分のところは、そのとおりなのかもしれませんけれども、しかし本当に親しい家族、肉親が亡くなった際の、その後の部分というふうなところ、これをもちろんきちっと知る、あるいは説明をするというふうな部分については、どのような形であればいいのかということについて、これは検討していかなければならない重要なことであろうというふうには思うところであります。

いずれご指摘ありました部分のところについては、今の時点においては組合としてはそのような考えには至っておらないということでございますが、ご指摘も含め、検討すべきはしっかりと検討してまいりたいと、このように考えます。

○議長（渡辺忠君）　次に進みます。

２番廣野富男議員。

〔２番廣野富男君登壇〕

○２番（廣野富男君）　２番廣野富男です。まずは、この４年間、管理者を初め、管理職員の皆様方には大変お世話になりました。厚く感謝を申し上げます。これからも奥州市民、金ケ崎町民の健康と福祉のため、一層のご尽力とご精励を心からご期待を申し上げます。

また、この３月に退職されます職員の皆様方には、退職後、一市民として、これまで培われた知識や技術を地域活動に生かしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました２件について管理者にお伺いをいたします。初めに、広域水道用水供給事業についてお伺いをいたします。昨年６月に胆江広域水道用水供給事業が抱える経営課題を解決するため、専門的知見を有する第三者を加えた検討委員会が設置されました。

本検討委員会の設置目的は、構成市町の給水人口減少等に対応した当該用水供給事業計画の見直しを初め、未稼働資産97億8,000万円の処理問題や、施設更新費用の確保、用水供給原価の節減など、当事業経営を確立するため、専門的立場から包括的な政策提言をいただく目的で設置し、これまで５回にわたる議論を経て、昨年12月にその中間報告がまとまり、先般一般質問通告後の全員協議会の場においてご説明をいただきました。

その内容は、極めて専門的で高度なものであり、一度に理解することは困難でありましたが、当供給事業を安定的に継続するためには相当のご負担が予想されるとの認識をしたところでありますし、あわせて構成市町の議員や構成市町の住民の皆さんにご理解をいただくた

めの努力が大変重要なのだと強く感じた次第であります。そこで、改めて以下３点についてお伺いをいたします。

１つは、第三者のご意見を伺うため、公益社団法人日本水道協会経営アドバイザーであります池田公認会計士よりいただいた評価の内容について、改めてお伺いをいたします。

２つ目は、同アドバイザーの評価に基づき作成された中間報告には、構成市町や住民に対し、どの程度の負担を想定し提言されているのか、可能な限りわかりやすくご説明をお願いをいたします。

３つ目は、同報告書の最後に結びとして述べられている「険しい道のり」とはどのような意味合いなのか。そして、その「険しい道のり」を克服するために、構成市町や住民のご理解をいただくための具体的な対応について、それぞれお伺いをいたします。

続いて、人事異動についてお伺いをいたします。職員の人事異動に係る基本的な方針についてお伺いをいたします。人事異動の目的は、一般的に組織の活性化や人材育成及び組織の効率化とされておりますが、適材適所という言葉をよく聞きます。この適材適所とはどのような尺度でなされ、それが本当に職員のモラールアップや組織の活性化につながっているのか、常々疑問に感じているところであります。そこで、以下２点についてお伺いをいたします。

１つ目は、係長以上の人事方針について、係長以上の職種の平均年齢、在籍年数等の方針があるのか。あれば、どのような基準になっているのかお伺いをいたします。

２つ目は、構成市町と組合との人事交流の基本的な考え方について、構成市町間の基本的な合意事項はあるのか。例えば３年ごとに局長や課長を派遣するなど、職名と派遣期間を定めているのか､派遣団体との給与バランス等に配慮している点はあるのかお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　廣野富男議員のご質問にお答えをいたします。

中間報告書の経営アドバイザーの評価内容についてであります。公益社団法人日本水道協会は、水道事業運営上の問題解決をできる専門的な知見を有した団体で、経営・法律相談を専門のアドバイザーをもって対応しております。

今回の検討委員会において求めたそのアドバイザーの意見の位置づけは、あくまでも提案内容の違法性に対する確認や、必要に応じて補足意見を述べたものであり、検討委員会の提言内容を制限するものではございません。

アドバイザーからは、将来世代に重い負担とならないよう、現状の放置や先送りは避けること、そして会計処理に至る経過やその理由について丁寧な説明を尽くすことが肝要であるとされたところであります。

なお、今後の経営安定化のための用水供給料金の確立もあわせて助言いただきました。

次に、構成市町及び市民、町民負担への影響についてお答えをいたします。検討委員会の試算では、新たに用水供給料金は全体で現行４億4,575万8,000円から５億8,280万円となり、１億3,704万2,000円、131％の増となる見込みであります。

要因は、97億8,000万円余りの未稼働資産が建設仮勘定の廃止に伴い本勘定へ移り、そのことが用水供給料金算定の元となる減価償却費の増となるためであります。

組合は、地方公営企業を営む事業体として、継続的かつ安定的に水道事業を継続していく責務を負っており、料金の高騰を極力抑制しつつ、健全な経営を維持できる用水供給の料金を定めていく必要があります。

検討委員会の用水供給料金の試算は、構成市町の水道事業に配慮をし、水道事業会計から年間収益６％以内にとどめ、現行料金からの値上げが140％を超えない範囲とし、一方で用水供給事業の安定経営のため、累積欠損を平成35年度には解消し、かつ将来の資産の更新費用が必要最小限度確保できるよう、厳しい条件のもとでの検討結果であります。

また、今回の試算では、平成32年度の料金改定によって値上げは避けられないものの、急激な給水量の減少や自然災害等による想定外の支出がない限り、当面の10年程度は料金の値上げをすることなく、持続可能な料金の案として算出されたものであります。

次に、中間報告書に記載されている「険しい道のり」とその対応についてお答えいたします。検討委員会では、用水供給事業の経営を改善するためには、用水供給料金の値上げは避けて通れないという結論に達しております。

特にも減損損失処理を行い料金を値上げするということは、単に適法な会計処理を行えばよいというものではなく、この事態に至ったこれまでの経緯を道理と事実をもって、一つ一つ丁寧な説明を重ねた上で新たな経営計画も示していかなければ、受益者の皆様からのご理解は得られないものというのが「険しい道のり」という表現で検討委員会から指摘を受けたものと考えております。

こうしたことから、まずは利息が利息を生む悪循環でしかない建設仮勘定については、今後予定しているダム建設負担金の精算後、可及的速やかに廃止し、同時に中間報告に列挙された課題について、それぞれ丁寧な説明を根気強く行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の人事異動方針についてのご質問にお答えをいたします。平成29年４月１日現在における派遣職員を除く係長以上の事務局職員は13人で、平均年齢は51歳でありますが、役職ごとの在職年数は、課長で１年から２年、課長補佐で１年から３年、副主幹と係長は１年から２年、主査は１年と、近年の定年に伴う大量退職により、役職の在職経験が非常に短い状況となっています。

こうした状況でありますが、限られた職員をその職に応じて適正に配置し、最善の職務能力を各職員に発揮させ、適切な業務実績を挙げるため、毎年度人事異動方針を定め、その方針に基づき職員を配置しているものであります。

その異動方針の基本的な考え方としては、新陳代謝による職場環境の活性化、職階構成のバランス配置、近年の新規採用職員の増加によるベテラン職員の知識や経験の円滑な継承、将来の組織人員体制など、中長期的視点に立って定めているものでございます。

次に、構成市町からの職員派遣に関しましては、地方自治法第252条17に定める職員の派遣の規定に基づき、毎年度構成市町に対して職員の派遣要請を実施し、職員派遣の承諾を受け、労働条件等を付した派遣契約を締結し、構成市町から派遣を受けているところであります。

現在派遣を受けている職員は、奥州市から事務局長ポストに１名、課長補佐ポストに１名、金ケ崎町からは企画総務課長ポストに１名、合計３人の派遣をいただいております。これらの派遣は、構成市町における人事異動方針によるものであります。

また、派遣職員の給与に関しては、派遣元の給与制度に基づき、派遣元から本人に支給されております。組合職員との給与バランスに関しては、当組合は奥州市に倣った給与制度となっておりますので、奥州市から派遣される職員に関しては、職務、職階に応じ、バランスがとれております。

金ケ崎町から派遣される職員に関しては、奥州市の職員給与制度と異なり、一概に比較することはできませんが、同じ職務、同じ職階の組合職員よりも給与が低くなることもあります。

以上であります。

○議長（渡辺忠君）　２番廣野富男議員。

○２番（廣野富男君）　ありがとうございました。

それで、１点目の用水供給事業の件でございますが、「険しい道のり」の趣旨は大まかにはわかりましたが、そうしますと10年間は直接受益者には負担がかからない料金改定といいますか、現行どおりの価格でいくというふうに受け取ったわけでありますけれども、この間構成市町の議会、あるいは議員、あるいは市民あるいは町民の方々への説明は、具体的に今後どのように進めていくのか。今のお話ですと、５年以降でもいいのかというふうに受け取ったわけでありますけれども、今回全員協議会等で中間報告、あるいはことしの３月には最終的な報告があるようでございますので、今後の工程についてお伺いをいたします。

それと、人事異動の部分でございますが、よくわかりました。私も自治体職員だったわけでありますから、これは完全なる私見ということになります。私は、３月の後半になりますと、大変嫌な時期を迎えたなというふうに思っております。国でも適材適所ということがよく言葉にされて、それぞれその職域において自分の能力を十分発揮されておられるというふうに思います。

この組合の場合には、それぞれの構成市町から、今のご答弁ですと奥州市から２名、金ケ崎町から１名ということで、それぞれの自治体の職務、職階あるいは給与体系においてなされているというふうに伺いましたが、これは当然無理なのだろうと思いますけれども、同じ屋根の下で同じ仕事をしているときに、給料に格差があるというのは、これは割り切り方だ

と思いますけれども、何らかの形でその辺の給与体系についてはバランスがとれた支給ができないのかというふうに感じましたので、その辺について、まず１点お伺いをいたします。

２つ目は、派遣された方々、今のお話ですと１年から２年で派遣元に戻るわけでありますけれども、そういう場合の処遇について、現状的にはどうなっているのかと。私は、こういう表現は適当ではないのだろうと思いますけれども、それぞれ本庁から出先等に異動、派遣されて、その方々が本庁に戻られたときに、相応の処遇をすべきではないかというふうに常々考えているものですから、その辺のそれぞれの首長さん方の考えもあろうかと思いますが、可能な範囲で結構でございますので、お考え方をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　それでは、まず初めに用水供給料金の件につきましてお尋ねをいただき、この点について私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど議員、２回目のご質問の中で、当面の10年間は現行どおりの料金でいくのかというふうに受けとめたやのご発言があったようでございますので、改めてご説明をさせていただきますが、今回検討委員会が試算をしております新たな用水供給料金は、奥州市、金ケ崎町全体で現行の４億4,575万8,000円から５億8,280万円、１億3,000万円余の料金の値上げになります。率といたしましては131％の増となる、これが平成32年度において料金改定の際のたたき台の原案になるものというふうに考えておりまして、今回検討委員会で試算をしておりますのは、32年度において一旦料金を上げれば、向こう10年間ぐらいはよほどのことがない限り、また次の値上げというのはなくても用水供給事業は安定的に持続していくだろうというのが今回検討委員会で議論をされている用水供給料金の試算であります。

では、そもそも131％というものが持っている意味は何なのかということでありますけれども、実は今の用水料金を検討する際に、平成28年度において構成市町の水道部署を交えて、29年度から31年度までの３カ年の料金をどうしましょうかという議論を、何度か議論させていただきました。

その際に、構成市町の水道のそれぞれの会計の実情を踏まえますと、奥州金ケ崎の全体として、現行料金よりも４割増し以上になると、どうしても末端の市民の皆さん方のところまで値上げをかなりやらないと、なかなかそこは難しくなっていくのではないかというご懸念が強く出されたところであります。

したがいまして、今回この検討委員会において、できるだけこの料金の値上げの幅を少なくしようということのためにさまざまな手だてを使って、その値上げ幅を小さくしようということをこの間５回の協議において議論を重ねてきた。その結果として、今回出しているこの案になっているというものでございます。そこのところをひとつご理解をいただければと思っております。

また、構成市町への説明は今後どのように進めていくのかということでありますけれども、この検討委員会でございますが、この検討委員会の位置づけは、副市町長、それから構成市

町の水道部の担当部課長会議という会議がございまして、それぞれの副市町長さん方が集まる会議の下に置かれている検討委員会であります。したがいまして、今回この検討委員会でまとまってきた報告書というのは、一旦その構成市町の副市町長、水道部の担当部課長会議に上げられて、そこでもう一度この内容をどう取り扱うかということの議論をし、その上でさらに今度は管理者、副管理者による会議がございますので、そこでまたどのような考え方で今後進めていくのかという議論が探されていくものというふうに考えております。

したがいまして、現在第６回目の最終報告に向けた委員会を大体２月の半ば過ぎに予定をしておりますので、それらの会議が終わった後、最終報告書がまとまり、副市町長・主管部課長会議や管理者、副管理者の会議を踏まえて、最終的には議員の皆様方へ公表する、あるいは市民の皆様へ公表するという手順になっていくのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

もちろんその段階において、組合議会の議員の皆様方、そしてまた構成市町のそれぞれの議員の皆様方にも、こういう内容の報告書になりましたということ、そしてそれに対する取り扱いの仕方、方針はこんなふうにやりたいというものまで含めてお示ししなければ、やはりこういった新たな料金の改定ということを当然含んでおりますので、そういったことも含めてのご提示になるものというふうに考えております。

具体的な月日というのは今の段階で申し上げかねますけれども、いずれそんな手順になっていくのではなかろうかというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　１点目の説明のあり方でありますけれども、水道用水の供給事業というのは、我々組合の立場からすれば、奥州市さんと金ケ崎町さんから委託を受けてやっているということになるわけです。委託を受ける条件としていろいろいただいているわけでありますけれども、安定的かつ安全に継続をしてその事業を達成すること、達成できることということを前提に受けているわけであります。

ですから、給水管の埋設工事においては、日量４万3,500立方メートルを配水するということを決めていただいたのは、我々ではなくて、それぞれの関係自治体の協議によって決められた内容である。それを我々がお預かりしつつ、その建設をしたということになるわけでありますので、我々の組合としての部分の見通しが、このような形でないと安定的に経営ができない可能性があります、ですから料金はこういうふうな形で値上げをさせていただかないと難しい部分がありますという、おおよその概括的な案がまとまった時点で正式に構成市町に申し上げるというような、ストーリーとしてはそうなるということです。ただ、この検討委員会にも奥州市の水道部さん、金ケ崎町の水道関係の部署の方々も一緒にこの案をつくっているということですから、その情報は共有されているということであります。

ただ、２番議員がおっしゃる部分に、ではこれを構成議会への説明はどうなるのか、市民、町民への説明はどうなるのかとなると、それは構成自治体が責任を持ってされるという部分

になります。ですから、我々と組合というふうな部分からすると、検討の結果、最終案として取りまとめたものがこういうふうなものでありましたということを改めて構成市町にしっかりとお話というか、こういうふうな結果をお話しした上で、それを受けて構成市町がそれぞれの議会、そしてそれぞれの市民、町民にどのような説明をすればいいのかということになるわけでありますけれども、そこで大きな問題として出てくるのが、１億3,704万円程度の値上げ、パーセンテージで131％程度の、要するに給水する場合の、水をお渡しする場合の料金が上がりますよということも含めて、例えば私、管理者から今度は奥州市長に来るわけですね。それを料金を上げて賄うのか、あるいは一般会計から補填するのか、さまざまなやり方があるわけでありますから、それぞれの自治体において、そこはどのように考えるかというふうな部分を今度は自治体の中で財政も含めて考えていただき、こういう案でご説明をするということでいかがかというふうな、おおよその概括的な案がまとまった時点で市民の皆様にご説明するというふうな形にならざるを得ないのではないかと。こういうことがありましたと、値上げしなければなりません、上げ率はよくわかりませんというような説明はできないということです。

ですから、そういうふうな段取りをとりながら、試算的にはこうなりますが、いかがですかというふうに最終的に市民の皆様に説明したときに、いや、いや、料金としてはね返るのは困るから、それは市で何とかのみ込んでくれないかというご意見も出るかもしれません。いや、いや、それでいいのだというご意見が出るかもしれない。そういうふうないろいろなご意見を聞いた上で、最終的に案を決定し、そして議会にお諮りをする。議会にお諮りする部分については、例えば奥州市の例としてお話をすれば、奥州市として奥州市民がご購入いただく水の単価をこれほど上げたいがいかがかというふうなお諮りをして、議会のお許しを得るということでありますけれども、その際にはその前に水道運営協議会等々の諮問をかけなければならないというようなことも出てくるわけでございます。

ですから、組合としてのあるべき姿の案はでき上がっても、それを今度構成自治体でどのように判断し、どのような処理をしていくかということについては、それなりの手続と段取りを踏まえていかなければならないというようなことで、両輪で進んでいくというふうな形ではなく、まずは一つ一つ階段を重ね上がっていくというふうな方向になるのではないかと。しかし、指摘されているように、その説明は常に丁寧に客観性を持って説明するようにということでありますから、組合としても、そして構成市町としても、そこはしっかりとご説明の中の、説明のあり方には意を尽くして行っていかなければならないということだろうと思います。少し長くなりましたが、そういうふうな考え方を持っているということをお話しさせていただきました。

２件目の分につきましては、それぞれ構成市町がありますので、管理者としてイコール奥州市長としてというふうな部分はありますけれども、出向した職員が戻ってくる際、これは奥州市の場合には総務省とかさまざまなところに、県にも出向していますので、戻ってきて、

本人が降格したなというようなポストには絶対戻さないようにはしています。

ただ、全体として、客観的にそれはスライドか上だといっても、本人が「いや、俺は」となる部分の、主観的な部分はともかくとして、客観的な部分としてはそこは加味して、必ず横ばいか、ないしは少し昇格というようなポストを充てるように、私とすれば奥州市の中における人事担当のほうには、そういうふうに指示をしているということであります。

出向していただくということは、これはある意味で金ケ崎町さんも同様な部分があると思うのですけれども、同じ職場にとどまるよりは違う職場でお仕事をしていただくということは、本人のスキルアップにつながるということは、これは確実に言える話だと思います。

そういうふうな能力を磨き上げた職員がまた市に戻り、そして町に戻り、その能力を発揮して、町民、市民のために力を尽くしていただくということは、やはり出向に出る機会が多ければ多いほど、同じ人の話です、そういうふうなトレーニングというふうな大きな位置づけもあるわけでありますから、出ていただきたいと思うわけです。

しかし、出ていった人がみんな降格したら、「次、あなた」と言われても、「私は」となってしまいますよね。そうではなくて、スキルアップのためにもぜひ行ってみたいというような環境を整えておくことが、出向していただく職員にとっても重要なことであるというような思いを持って対応をさせていただいているということでございます。

○議長（渡辺忠君）　２番廣野富男議員。

○２番（廣野富男君）　ありがとうございました。

では、後ろのほうから再質問させていただきますが、確かに組合と構成市町間の人事交流といいますか、職員派遣については、スキルアップという意味での目的といいますか、思いでなされていると思いますが、一方先ほど言いました、私も初めて使った言葉なのですけれども、モラールアップと。要は一旦戻ったときに、その職員が本当にやる気になるのかどうかということが一番問題だと思いますので、これは回答を求めるわけではありませんけれども、ぜひそれぞれの派遣職員の方々が構成市町に戻られたときに、より以上のやる気が出るような配慮をいただいたほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、もしご所見がありましたらば、お願いをしたいと思います。

用水供給事業の関係であります。ちょっと私は聞き違いをしたのだと思います。これは、平成32年ですか、料金改定に向けて、それぞれ検討されているということで了解いたしました。

それで１億3,700万円ほどの、答弁では131％ということでありますけれども、これは当然それぞれ構成市町の負担割合に基づいて構成市町がご負担をされると思うのですが、これは単年度負担という形になるのかどうか。例えば４年間で均等に払っていくということになるのか、これは一度に料金改定に合わせて構成市町からご負担を求められるのかどうか、これちょっとお伺いしたいと思います。

あとこれは、ちょっと私まだ理解できなくておりまして、実は減損処理によって生ずる欠

損の処理でありますけれども、この間の資料で言いますと16億6,000万円ほど、これは処理をしなければならないというふうにされております。欠損金の処理の仕方、今までご説明いただいたのだろうと思いますけれども、先ほどの料金見直しの１億3,700万円とこの欠損金の16億6,000万円というのは、同時に構成市町に単年度あるいは複数年でご負担をお願いしていくということになるのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　それでは、私のほうからは、用水供給料金の件につきましてお答えをさせていただきます。

今議員からお話がございました、今回平成30年度に予定しております減損処理、これによって30年度末において16億6,000万円の欠損金が発生いたします。これを、いわゆる資本金を取り崩しをして、この16億6,000万円は、もう欠損金はこれをゼロにしようというのがこの間お話しいたしましたダム使用権相当分の資本金を取り崩しして、この欠損金の穴埋めをする、こういうことであります。それはきちっとやった上で、その上で平成32年度において、この１億3,700万円の値上げをする、こういう考え方であります。

ですから、先ほど冒頭管理者のほうから登壇して申し上げましたように、16億6,000万円の資本金を取り崩して穴埋めをするわけですから、当然欠損金が出ます。それをこうやって毎年１億3,000万円の値上げをさせていただいて、これは単年度の値上げですから、このお金で毎年お金を積み立てていくと、平成35年度には累積欠損金が全部なくなって、そこからは累積で黒字の会計になっていく見通しだと、こういうものでございます。

したがいまして、ご質問の１番目になりますけれども、32年度に料金改定をするこの１億3,700万円というのは、これまでの１年間の料金の中で、そのくらい上がるというものでございます。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　何か重箱の隅をつつくようなお話をこれからするのはちょっと恐縮なのですけれども、私が考えるモラルというのは法令遵守あるいは道徳、規範を守るというような意味で、モラールアップというのは倫理基準を高めるというふうな意味というふうに私は理解していました。

しかし、今２番議員が言っているのは、モチベーションが落ちないようにというふうな意味でモラールアップと使われているのかなというふうに私は受け取ってしまいました。解釈の違いがあれば、それはそれとしてお許しいただきたいのですけれども、職員のモチベーションイコールやる気が損なわれないような配慮をする、これは当然人事をつかさどる者とすれば、十分に配慮しなければならないことであるという認識を持っているということについてお話をさせていただきます。

○議長（渡辺忠君）　２番廣野富男議員。

○２番（廣野富男君）　ありがとうございました。

いずれ供給事業については、何度聞いてもなかなかすかっと理解できない部分があります。これは、恐らく市民説明する際にも、あるいは構成市町の議会議員にご説明するときにも、かなりかみ砕いたというか、わかりやすいような説明資料が出ないと、わかったようでわからないで、何となくわからない料金値上げだというふうな状況になるのではないかというふうに感じるところであります。

お願いでございますが、今後最終報告書が出て、関係市町のほうでそれぞれ議会なり、市民、町民にご説明をされるようでありますけれども、その基礎となる資料については恐らく当組合がつくられると思いますから、その辺はよりわかりやすくおつくりをいただいて、やはりこの程度の料金はやむを得ないのだというのが、一目瞭然というのはなかなか難しいと思いますけれども、その辺のご努力をぜひお願いしたいというふうに思っております。

あとは、人事異動については、派遣の部分についてはそのとおりでありますから、今後も十分ご配慮いただいた対応をぜひお願いしたいと思います。

ご回答があればお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　幾ら説明しても、基本となる部分の説明がやはり我々として少し不足していたのかなというのは、２番議員のご質問を聞いて、改めて私今感じたところであります。その旨しっかりと対応していくということでありますけれども、少しだけはばったいようですけれども、大きくこういうことがあって、なかなかわかりづらいということをちょっとだけ話させていただきます。

90のお金をかけて物をつくったと。この90の物を全部使えば、その使用料で90にかけた費用は全部払えることになっていた。それをもくろんで、先に投資をした。だから、ここに90の借金があるということです。ところが、現状は30しか使っていない。残り60は借りてつくったけれども、この残り60のお金をどこから持ってくるのですかということが一つ大きな問題としてある。本来は、90全て使って90の建設費用に返そうと思ったけれども、３分の１しか使われていない。この３分の２をどこから持ってくるのですかというところが一つ大きな問題としてあるということです。

一方で、国等々からお借りした、補助金等でいただいたお金等で、実際その90かかった分の中からすると、組合がどれだけ出したのか、構成市町がどれだけ出したのかという会計上の処理の金額というのは、また違うところにあるということで、それを両方で重ね合わせてしまうと、よくわからなくなってしまうと。ですから、ここはそういうふうな会計に余り詳しくない方でも、より理解をしていただけるような状況の説明、概括的な受け取りができるような説明書をつくって、そこはお話をしていかなければならないということであります。

基本的には、そこにあともう一つあるのです。借りたお金を返して終わりだったら、これも大変ですけれども、いいのですが、今度はつくったものが壊れてしまいますよね。ですから、減価償却費という名前のもとに新しく再投資するお金を積み立てなければならないとい

う、この部分もあると。ですから、我々組合とすれば、そのトータルで継続、安定経営ができる料金というのはこういう料金ですよというのが131％のアップで、それを10年ぐらい続ければ一定の見通しは出てきますねということですけれども、実は10年の先にもずっと借金と積み立てのことがあるので、そこから先もずっと続くものはたくさんあるわけです。ですから、その辺のところについて丁寧にご説明できる、あるいはご理解できるような状況をつくらないと、基本的には幾ら言っても、これ払えば終わりですかという、そのゴールはかなた先でありますので、そこら辺を十分に説明できるような資料をもってご説明をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　以上で２番議員の質問を終わります。

ここで、午後11時15分まで休憩いたします。

午前11時08分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時15分再開

○議長（渡辺忠君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、１番千葉敦議員。

〔１番千葉敦君登壇〕

○１番（千葉敦君）　１番千葉敦です。私は、さきに通告した消防行政について管理者に伺います。

本組合の消防本部は、２消防署、４分署、１分遣所を有し、１市１町の広大な地域に対応いたしております。日ごろ地域の安心、安全のため、消防業務に励まれていることに敬意を表するものであります。消防職員につきましては、国の指針により消防用自動車等の台数に要する人員や業務別基準人員が算定されています。そこで、２点について伺います。

１点目、消防職員の基準人員に対する現有人員の充足率の現状について。

２点目、消防職員の平成29年度中の休職及び退職等の現状とその対応について管理者に伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

平成29年４月１日現在、奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例上の消防職員数170名に対し、消防職員の実数は170名であり、定数条例上の充足率は100％であります。一方、総務省消防庁告示の「消防力の整備指針」に基づく人員定数は237でありますので、この指針に基づいては71.7％であります。この数値は、平成28年岩手県防災消防年報によりますと、県内12消防本部のうち充足率が最も高い北上地区消防本部86.9に及ばないものの、県内12消防本部平

均値71.4％とほぼ同様の数値となっているものでございます。今後も市民、町民の安全、安心度が低下しないよう、しっかりと消防力を整えてまいりたいと考えております。

次に、消防職員の休職、退職とその対応についてでありますが、消防本部では平成29年度において休職または年度の途中で退職した職員はございません。平成29年度末の定年退職者及び早期退職者予定者は各２名、平成29年度の育児休暇取得者は１名となっております。

また、消防職員の平成28年度における病気休暇の申請は延べ６名、162日であり、年次休暇取得日数は１人当たり13.5日となっております。

休暇につきましては、奥州金ケ崎行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び同規則に基づき、週休日を指定、特別休暇及び年次時休暇については、当直人員数に影響を及ばさないよう、なおかつ職員が気兼ねなく申請できるよう配慮し、働きやすい職場、働きがいのある職場とするよう、常に努めているところであります。

○議長（渡辺忠君）　１番千葉敦議員。

○１番（千葉敦君）　それでは、再質問させていただきます。

今答弁いただいた内容については、28年度版の消防年報の数字で、国の基準237人で、条例の定数が170名であって、それで現在170名ということですが、さっき登壇しても質問で述べましたが、消防本部は消防署が２つ、そして分署が４つ、そして分遣所が１つということで、それぞれ組織としては結構大きなものだと思うのです。そして、国の基準の算定は、消防自動車等の台数あるいは業務内容に応じて、それぞれ細かく決められておって、その合計が237人ということですが、国の基準に達しなくても仕事が北上の86％、県平均で71.4％ですけれども、国の基準にいかなくても仕事ができるというのはどうしてなのか、私にはちょっと理解できないところもあるのですが、その辺について説明をお願いします。

○議長（渡辺忠君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　１番千葉議員のご質問に対してお答えいたします。

国の告知「消防力の整備指針」、これの位置づけでございますが、消防施設及び人員についての全国一律の整備目標水準でございます。この水準につきましては、地域実情としまして、地勢、道路事情、建築物構造等の特性、これらを加味した上でみずから基準数値を決定し、整備を推進することとなってございます。

この指針と地域実情との差、乖離と申しますか、その差につきまして一例を挙げますと、消防ポンプ隊の要員数、これは指針では５名となってございます。当消防本部におきましては、地域実情を加味しまして、これは市街地を管轄しない分遣所、分署は延焼危険度がそれほど高くないと、そういう考えのもと、要員数を１名ないし２名減じて算定し、トータル170名を必要数と算定したものでございます。

ちなみにでございますが、全国の消防本部のデータが公表されてございますので、東北の政令市、仙台市が要員数89.4％、東京消防庁95.2％の要員充足率となっているものでございます。

以上です。
○議長（渡辺忠君）　１番千葉敦議員。
○１番（千葉敦君）　消防の仕事は本当に市民、町民の安心、安全のために、ぎりぎりの人員ではなく、余裕を持って人員配置をすべきだと。条例の定数も、本当は今の定数よりも引き上げるべきだと思います。それが市民、町民の安心、安全の担保になると。その定数を上げることによって、確かに人件費はかかりますけれども、それは市民、町民の安心の担保になるのではないかなと私は思います。
不測の事態あるいはけがや病気というのは、例えば現在ですとインフルエンザとか、常に起こり得る危険なそういうことがあり得ると思いますので、確かに現在の人員で奥州金ケ崎の消防が業務として遂行できているということは、それなりの説明はいただきましたけれども、私はこの充足率を高めて、１名でも２名でも余裕がある人員にすることによって、各消防職員も安心して職務に励むことができるのではないかなと思います。
江刺消防署あるいは水沢消防署においても、勤務のローテーションが本当に余裕があるかどうか、私はその勤務表を見ているわけでないからわかりませんけれども、消防車１台に周辺部は３人あるいは４人でも十分だという、そういうことで人員を定めているということでございますけれども、本来であれば地域の安心、安全のために定数を引き上げるべきではないかなと思いますが、それについて伺います。
○議長（渡辺忠君）　阿部消防長。
○消防長（阿部保之君）　当消防本部、議員おっしゃるとおり消防署２つ、分署が４分署、分遣所１つで、合わせて７カ所の出動拠点がございます。この７カ所に１当直当たり42名勤務させてございます。小隊数で申しますと12個小隊、一たび災害が発生した場合、この12個小隊を有効に活用しまして、火災の延焼阻止、あるいは早期消火、あるいは人命救助、救急救命、有効な出動指令を行い、市民、町民の皆様の安心、安全を確保している状況でございます。
また、この42名のアンダーラインと申しますか、スキーム、これを確保するために、それぞれ辞令をもって水沢消防署勤務、江刺消防署勤務、分署勤務としているところでございますが、職員からの休暇申請が出た場合はこの42名を確保するために、辞令にこだわらない勤務配置、まず休暇を優先してやりたいと。職員の休養、処遇を最優先に考えたいという形で、42名の確保ができれば、勤務地については単発と申しますか、突発でございますが、フレキシブルな形で両輪を成立させようと取り組んでいるところでございます。
以上です。
○議長（渡辺忠君）　１番千葉敦議員。
○１番（千葉敦君）　今42名の12個小隊で、地域の安心、安全を守っている。その42名を確保するために、時にはそういう休み等があれば、若干の配置換えもあるということではございますけれども、重ねて申し上げますが、さらに市民、町民の安心、安全を担保する。そし

て、今の職員はぎりぎりの状況での数字ではないかなと私は認識しておりますので、改めて現在の170名の職員定数をふやすことを求めて、もう一度伺って終わりにします。

○議長（渡辺忠君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　議員がおっしゃることも十分理解できますが、消防力は消防施設及び人員を活用する形となってございます。消防力を高めるために、消防施設、いわゆる消防ポンプなり救急車あるいは救助資機材の高度化を図った上で総合的な消防力の向上に努めてまいりたいと、そう考えるものでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君）　続けて一般質問を行います。

次に、９番今野裕文議員。

〔９番今野裕文君登壇〕

○９番（今野裕文君）　９番今野裕文でございます。私は、さきに通告しておりますごみ焼却施設の運営業務に関してお尋ねをいたします。

平成26年第２回定例会の一般質問で、職員の適正化計画の問題で、職員数と同じ定数では中途退職者があっても補充できないこと、あわせて当時２年間で10人を超える退職者が想定される中で、大きく職員が入れかわる状況を避けるために一定の新規職員の採用の必要性を訴えたものであります。

これでは、し尿処理施設の運転業務や、ごみ焼却施設での運転技術の継承はできず、結果として運転委託事業者に任せっきりになってしまい、場合によっては余計コストがかかってしまうことになりかねない状況になることを指摘してまいりました。私は、任期最後の一般質問でありますことから、改めてこれらの問題にかかわって管理者の考えをお尋ねをいたします。

現時点では、運転技術継承という観点から、心配されるごみ焼却施設の運転業務についてであります。施設の理想的維持、管理保全を図るために、現在運転業務を全面的に業者へ委託していると思いますが、少なくとも１チームは業務委託から外して、組合職員で運転できるようにすべきではないかと思います。常に理想的な運転業務ができるようにすべきと考えますが、その考えがないかお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　今野裕文議員のご質問にお答えいたします。

ごみ焼却施設の運転業務については、平成11年度から４班の運転班のうち、１班４名の業務委託をしたことから始まります。平成13年度には４班のうち２班、平成14年度には３班と徐々に運転業務の委託を進め、平成22年度からは施設の運転班４班全てを業務委託としております。これは、平成11年に策定をした岩手県ごみ処理広域化基本計画による、ごみ焼却施

設の統廃合や当時の組合職員の大量退職などの課題を踏まえ、進めてきたものであります。

以上のように、ごみ焼却施設の運転業務につきましては、４班が昼間の勤務と夜間の勤務を繰り返すことにより24時間連続で施設を運転しているものであります。

このうち１つの班を組合職員で担当した場合、施設の運転に係る事故、故障等が発生した際の原因が受託者によるものか、組合職員によるものか、その責任の所在が不明確となることが懸念されます。逆に施設の運転、維持管理に支障を生じかねないことから、組合職員による運転班を設けることについては難しいものがあると考えております。

一方、ごみ焼却施設の運転業務につきましては、全面委託をしているものの、施設の定期整備工事を初め、各種工事の設計、修繕、施設の点検等につきましては、担当職員７名を配置し、施設の維持管理に必要な資格の受講や業務の中で施設の機能、各種設備機器などの操作、保全などについて、知識、技術の習得に常に努めているところであります。

また、平成27年度からは、施設の維持管理に経験の浅い若手職員へ技術的な指導を行うため、ごみ焼却施設の維持管理に経験豊富な組合ＯＢ職員を業務指導嘱託員として採用し、技術の継承に取り組んでいるところであります。

これらの対応により、若手職員の施設に関する知識、経験は着実に高まっております。個々の職員が持っている能力をさらに最大限引き出すため、これらの取り組みを継続し、施設の万全な維持管理体制の構築にさらに力を込めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　今答弁いただきました。４年間いないうちに、委託に全部切りかわったのですが、私思いますのは、今ごみ焼却施設で直接運転業務に当たる団体の数がふえております。その理由は、委託業者のほうで団体側の要請に応えないと、そういう問題があちこちで起きているからであります。

もう一つは、焼却炉の維持保全についてはメンテナンスとはまた別で、運転業務をどのようにやるかによって大きく左右されると。それによって焼却炉の寿命も大きく変わってくると。人件費の問題はあるにしても、それはやっぱり１チームがきちんと当組合で確保して運転するべきでないかなというふうに私は思います。

今お伺いしましたら、７名の方がメンテナンスに当たっているというお話でしたが、しかし管理者がお話しされるとおり、ここ二、三年の職員がほとんどですよね。技術が本当にある職員の方々は退職されて、特別に手当てをしていただいていると、こういう状況ですので、これは団体としては不正常だと言わざるを得ないのではないかというふうに思います。

責任問題を言われると、何となくそうかなというふうに考えないわけではありませんが、ただ現実は、今回も八十何億円お金をかけて大規模修繕するわけですから、やっぱりきちんと団体のほうで責任を持って運転できるようにすべきでないかと。技術継承も、中でバランスのとれた職員採用ができるような職員定数にすると。先ほど事務職は13人とかと答弁あり

ましたけれども、ほとんどここにいるではないですか。しかも、技術系の人を無理やり事務職と言ったらちょっと言葉あれですけれども、本人が望んでなるのであればいいわけですが、現場の労働者を事務系に無理やり充てなければならないというような状態をやっぱり変える必要があるのでないかというふうに私は思います。

しばらく言っていませんでしたので、任期終わりますので、やっぱりほかの団体にも学んで、責任持って自分たちで運転できるような職員体制をつくるべきだと思いますので、再度お尋ねいたします。

もう一つ気になっていますのは、し尿処理施設です。質問は通告していませんので、深入りはしませんが、結局今組合では運転できない状態でしょう。こういう状態にならないようにすべきだというふうに思います。例えばどこか壊れたというときに、そこを交換しようというときに、その交換をどこまでどういう費用でやるかという判断は組合でできるような状況をつくるべきだというふうに思いますので、再度お尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　今幾つかのご質問をいただきましたので、ちょっと概括的になってしまうかもしれませんけれども、私のほうから答弁させていただきます。

ご指摘いただきました運転によっては、例えば焼却温度の管理によって炉の寿命が変わるというふうなことは、確かにそれは一面の事実としてあるのだろうというふうには思っております。そういうこともございますので、私どもの職員のほうでは、毎日朝の委託業者の朝礼に出まして、日々の運転日誌を管理をし、またどういうふうな運転のやり方をしているのかということについても月に１度受託業者と担当者等々の間において定例の打ち合わせ会を持ち、実際に１日何トンごみを燃やせていて、どういう炉の温度管理をしていて、トラブルというほど大きくなくても、どういう不具合があったのか、なかったのかというふうなことを日々管理をし、また月報でもそういったものをもう一度振り返りながら、お互いにそこの情報を共有しているというふうな実態にございます。

実際に、では組合がもう一度直営で運転を始めることはどうなのかということを申し上げますと、議員が直営に戻っている例もあるというふうなご指摘でもございましたけれども、私ども、今全体の全国のトレンドを見ると、むしろ単純に運転業務を委託するだけではなくて、最近は運転と、その施設の保守も含めて、オペレーションとメンテナンスというふうな言い方をしているらしいですけれども、そうした業務を全て委託をするというふうな傾向に、全国的な傾向としては、それが主流になっているというふうに認識をしております。

したがいまして、し尿処理施設において、組合では運転もできないでしょうというのは、まさに今全部委託していますから、できないわけですけれども、実際にそうした意味では、今はまだ職員がおりますので、交換や保守は私どものほうでそれぞれ機器を点検をして、この部品は何年に１度こうなるので、ここは交換しようという計画を持ってやっておりますけれども、そういったものも含めて、運転から保守までを一括で、例えば10年委託をするとこ

の費用でお願いできませんかというふうな、そういう業務の委託の仕方にむしろ最近はなっているのではなかろうかなと、こんなふうに思っているところでございます。

したがいまして、ごみ焼却施設に関して申し上げますと、先ほど管理者が登壇して申し上げましたように、今ここでまた組合職員が直営にして、そこの１班をやるということよりも、むしろ私どもが今、日々管理をしている形の中で、運転受託業者と私どもの保守を担当している職員との間でしっかりした情報共有をし、連携をしていくことで、施設の安全な運転というのはできていくのではなかろうかなと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（渡辺忠君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　今の答弁は、もっともだと思います。メンテナンスをやっていれば、それはやれると。ただ、運転業務そのものは、極めて高度な技術を要するものだというふうに私は思います。

ここの組合ではないのでしょうけれども、要は乱暴にやってしまえば、寿命は短くなるわけだ。それを職員が判断できるような状況でないとだめだと思うのです。メンテナンスはメンテナンスで直営でやっていることには評価したいと思いますので、これを一括で出すなんていうことはしないでほしいのですが、いずれやっぱりきちんとそういう技術者を組合で持っておく必要があると私は思うのです。し尿施設も含めて、ブラックボックスになるようなことにならないように、やっぱりきちんと置くべきでないかというふうに私は思います。

今一番私どもがこうやって困っていますのは、コンピューターのシステム更新です。全く値段がわからない、中身がわからない。管理者や首長から出されれば反対できない、本当にそうなのです。その額がとんでもなく大きい。そういう状況は、やっぱりつくるべきでない。だから、直接運転する技術者を持つということは、確かに人的には経費はかかりますけれども、最終的には総体の費用を抑えるためのコストというふうに考えるべきだというふうに思っております。

改めて管理者にお尋ねをいたしますが、この間、今事務局長のように、ぴたっと否定されたことは余りないのですが、やっぱりきちんと考えるべきだというふうに思いますので、ぜひそういう考え、そういう立場で検討いただきたいと思いますが、回答いただきたいと思います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　それぞれのお考えがあるものというふうに思いますが、地方自治法上で言えば、最少の費用で最大の効果を常に求めるべき努力をせよというふうなことがうたわれているわけであります。誰がするかではなく、受益を得る住民にとって、最も安全で、最も効率的で、その作業が継続的に行われる体制を構築できるかどうか、その構築した体制を常に陳腐化しないようにブラッシュアップをし続けていけるかというふうなところに我々の存在意義があるのではないかというふうに思うところもございます。

今ご指摘いただいた部分のところについては、それを職員の力をもって継承すること、継

続することというのがより安全、安心につながるところではないかというご意見として受け取らせていただきました。

そのことだけが１つなのかということも含めて、ほかにもさまざまな考え方があろうと思いますが、冒頭に申し上げましたような、地方自治あるいは地方自治法の精神にのっとった形の中で、常に住民本位、なおかつ効果的、効率的な業務運営が継続的にできるためのあり方について常に模索してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　先ほど人事の問題がちょっと話題になりましたけれども、私が今見ていますと、現場で責任を負わなければならないような職員の皆さんがここに来て仕事をしなければならないという状況になっていると私は思うのです。

これは、今ある職員の定数条例が足かせになっているのだと思うのです。それで、二、三年前に２年間で十何人退職されていますよね。そういう人たちが今１年生、２年生、３年生になっているのかな、そういう状況でしょう。メンタルの問題も含めて、そういう矛盾が起きないような人員配置をするためのことも含めて、きちんと対応できるようにしなければならないと思うのです。そのためには、現場の職員が現場できちっとやれるような余裕がなければならない。そのためにも、ぜひ直接運転業務ができるような状況もつくるべきだと思いますので、再度その点を含めてお尋ねします。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　このことについては、登壇しても述べたとおりでございますけれども、改めて申し上げますが、我々として誰がするというのではなく、そのなされる仕事が安全かつ継続的に、そして効果的に実行される、それが何よりもご利用いただく住民にとっての最も望ましい姿であると。このことについてどうあればいいのかということを常に考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（渡辺忠君）　以上で一般質問を終結いたします。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第５、報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、事務局長からご説明を申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成29年11月６日午前10時40分ごろ、胆江地区衛生センターの粗大ごみ処理施設敷地内において、自動車損傷事故が発生いたしました。この事故は、相手方が粗大ごみをおろすため、

組合職員の誘導により搬入車両用の駐車場に車両を駐車させた際、駐車場に落ちていた針金状の鉄くずを車両右側の前輪タイヤで踏みつけ、当該タイヤを損傷させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対ゼロとし、組合は相手方の車両損害額6,426円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

なお、事故の防止につきましては、場内の整理整頓を徹底するなど、細心の注意を払うよう喚起し、施設の安全管理に万全を期してまいります。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの報告に対しまして、質問ありませんか。

７番阿部加代子議員。

○７番（阿部加代子君）　今回の事故につきましては、22日に行われました全員協議会で詳しく説明をいただいたところであります。

先ほど事務局長のほうからも今後整理整頓に努めていくというようなご説明をいただいておりますけれども、今回おけががなかったことは何よりでございますけれども、タイヤを傷つけてしまったこと関しまして深く反省をしなければならないと、またおわびもしなければならないと思います。

整理整頓というところですけれども、もう少し詳しく、どのように対応するのかということにつきまして、説明を求めたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　ただいまのご質問にお答えいたします。11月６日に発生いたしました粗大ごみ処理施設敷地内の自動車損傷事故を受けて、今後の具体的な事故の発生防止対策についてのご質問にお答えいたします。

この事故につきましては、相手方が車両で搬入した粗大ごみをおろすため、組合職員の誘導により、鉄くず用コンテナ側の駐車スペースに車両を駐車させた際、落ちていた針金状の鉄くずを車両右側の前輪タイヤで踏みつけ、当該タイヤをパンク、損傷させたものでございます。

事故当日でございますが、３連休明けということもございまして、搬入車両が多く、プラットホーム側、粗大処理施設のほうでございます、建屋のほうでございますが、そちらに２台、外に２台の計４台が駐車している状況でございました。さらに、満杯になりました資源物コンテナの入れかえ作業も重なり、敷地内は混雑している状況にあったものでございます。

対応いたしました職員が搬入車両の対応に意識が集中し、搬入者用駐車スペースに落下物が落ちているのかの確認が不十分なまま相手方の車両誘導を行ったことが事故発生の原因であったものと考えてございます。

今後の事故防止対策といたしまして、これまでも行っております受け入れ開始前の清掃を徹底することに加えまして、午前10時、お昼、そして午後３時の休憩の都度、担当職員、全職員で現場の確認、清掃を行っているものでございます。

また、搬入車両対応を行う職員の誘導等の補助及び利用者の安全確保を図るため、粗大、不燃ごみ搬入箇所、搬入車両の全体の動きを確認できる位置にいるごみクレーン操作席にごみ搬入車両誘導用の放送設備を新たに整備し、ごみクレーンの操作員からも搬入車両に対する誘導等ができるようにいたします。

なお、放送設備、マイク、スピーカー等の構内放送設備の整備費につきましては、議案第７号の平成29年度一般会計補正予算（第３号）に計上しております。

搬入者、搬入車両等の安全を確保するため、現在の資源物のコンテナの設置箇所の検討等も行いながら、引き続き再発防止に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君）　以上をもって報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第６、議案第１号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

議員のうちから選任された監査委員、中澤俊明氏は、平成30年３月18日をもって任期が満了することから、この後任の委員の選任に関し、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

慎重に選考してまいりました結果、有住修氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。

何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第１号は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。採決は起立採決により行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君）　起立全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり同意することに決しました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第７、議案第２号、奥州市の住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第２号、奥州市の住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第３号から議案第10号までにつきましても同様に事務局長からご説明を申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第２号、奥州市の住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、平成30年４月１日からの奥州市の住所表示の変更に伴い、組合の機関、公の施設等の位置を改めるため、関係条例の整備をしようとするものであります。

条例の主な内容ですが、消防本部、水沢消防署などの組合の機関及び休日診療所、夜間診療所、広域火葬場さくらぎ苑などの公の施設の位置について、現在の表示から「区」の１字を削除するものであります。

この条例の施行期日は、平成30年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

午後零時01分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後１時00分　再開

○議長（渡辺忠君）　再開いたします。

午前に引き続き議案審議を続けます。

審議に入ります前に、局長より発言を求められておりますので、許可いたします。渡辺事

務局長。
○事務局長（渡辺和也君）　私のほうから、ご案内申し上げます。
　当組合の代表監査委員であります朝倉監査委員さんが所用のため、午後から本会議を欠席しております。お知らせいたします。
○議長（渡辺忠君）　それでは、議案審議を続けます。
～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～
○議長（渡辺忠君）　日程第８、議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
　議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。
○事務局長（渡辺和也君）　議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。
　この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員がその子が２歳に達するまで育児休業をすることができることとなったことに伴い、育児に係る環境整備を推進するため、国家公務員の例に準じて、所要の改正をしようとするものであります。
　改正の内容ですが、非常勤職員の育児休業について、非常勤職員またはその配偶者が養育する子の１歳６カ月到達日において法律の規定による育児休業をしている場合及び養育する子の１歳６カ月到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合は、２歳に達するまで育児休業することができることとするものであります。
　なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。
　以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。
　１番千葉敦議員。
○１番（千葉敦君）　この最後の公布の日というのは、例えば４月１日になるのか、あるいはきょう議決された場合、しかるべき早速なのか、その辺説明をお願いします。
○議長（渡辺忠君）　鈴木企画総務課長。
○企画総務課長（鈴木敏郎君）　本議会で議決をいただいた後、直ちに整理をいたしまして公布するという意味でございます。
○議長（渡辺忠君）　質疑を終結いたします。
　討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。
　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第９、議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度及び休暇制度に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合等を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容でありますが、職員に係る給料表、勤勉手当の支給割合及び介護休暇等について改めることであります。

この条例の施行期日は、公布の日または平成30年４月１日とし、職員の給料月額の改定については平成29年４月１日から、勤勉手当の支給割合の改定については平成29年12月１日からそれぞれ適用するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第10、議案第５号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第５号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

平成30年３月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことの協議及びこれに伴う同組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第11、議案第６号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第６号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

平成30年３月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を行うことの協議に関し、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第12、議案第７号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第７号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページ、３ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者及びごみ搬入量の増加などによる使用料及び手数料の増額、事業費の増による国庫補助金の増額、歳出においては給与改定等による職員給与費の増額、入札減などによる工業薬品など消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、燃料単価の増額などによる燃料費の増額、電気料金の値下げ等による光熱水費の減額などについて所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億369万2,000円を減額し、補正後の予算総額を30億5,384万1,000円とするものであります。

４ページをお開き願います。第２表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、財源の組み替えにより粗大ごみ処理施設整備事業債を廃止するものであります。

次に、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、１款分担金及び負担金、１項分担金は１億1,017万7,000円の減額であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は142万円の増額であります。胆江地区広域火葬場さくらぎ苑及び胆江地区広域交流センターの利用者数の増などによるものであります。

２項手数料は、697万4,000円の増額であります。可燃ごみの搬入量の増などによるものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。３款国庫支出金、１項国庫補助金は34万円の増額であります。牧草等の農林業系廃棄物の処理経費の増及びごみ焼却施設の長寿命化事業費の確定によるものであります。

４款財産収入、２項財産売払収入は、鉄くず価格の上昇などによる鉄くず売払収入191万1,000円の増額であります。

７款諸収入、１項預金利子は、決算見込みによる１万1,000円の増額、２項雑入は高速道路救急支弁金の確定による減などにより257万1,000円を減額するものであります。

８款組合債、１項組合債は、財源の組み替えによる粗大ごみ処理施設整備事業債の減により160万円の減額であります。

12ページ、13ページをお開き願います。次に、歳出についてでありますが、１款議会費、１項議会費は33万5,000円の減額であります。

２款総務費、１項総務管理費は、退職予定者数の増加による岩手県市町村総合事務組合負担金の増などにより1,020万7,000円の増額であります。

３款民生費、１項社会福祉費は、介護保険制度の改正に伴う介護認定支援ネットワークシステムの改修業務委託料の増などにより252万9,000円の増額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は、燃料費単価の増などによる需用費の増額が主な内容で、206万6,000円を増額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。２項清掃費につきましては、入札減による消耗品費、委託料、工事請負費などの減額、電気料金の値下げ等による光熱水費の減額が主な内容で、１億691万8,000円を減額するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。５款消防費、１項総務管理費は24万2,000円の減額であります。

２項消防費につきましては、給与改定等による職員給与費の増額、入札減による工事請負費、備品購入費等の減額が主な内容で、1,635万8,000円を増額するものであります。

６款公債費、１項公債費は、平成18年度の水沢消防署衣川分署建設に係る起債の借り入れ利率の見直しにより10万7,000円を減額するものであります。

７款予備費、１項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額などを除きまして、2,725万円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

７番阿部加代子議員。

○７番（阿部加代子君）　補正予算書の５ページのところでございますけれども、使用料及び手数料の839万4,000円の増に関しましてお伺いをいたします。

ただいまのご説明の中で、利用者の増加によるもの、また可燃ごみの搬入量の増加によるものというご説明をいただきました。それらの増加の理由について何か分析をされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　阿部議員のご質問にお答えいたします。

今補正予算におきまして増額となっておるところでございますが、こちらの増額につきましては、当初予算に見込んだものよりも利用者の方、使用者の方が多かったということで増額ということでございます。

その中で、まず火葬場でございますが、火葬場の利用状況でございますが、火葬場につき

ましては平成15年の供用開始となってございます。平成15年におきましては、住民の方の火葬約1,500件、あとペットの焼却火葬炉もございますので、ペットにつきましては700件ほどの使用状況でございました。その後、昨年度、平成28年度でございますが、住民の方の火葬につきましては1,880件、ペットにつきましては950件の使用という状況でございます。住民の方の火葬も、ペットの火葬も、年々増加傾向にあるところでございます。

次に、交流センターの使用状況でございます。交流センターにつきましては、平成11年、約７万人の利用があったところでございまして、この年がピークでございました。その後年々減少を続けまして、平成25年度につきましては５万人を切るような状態となってございます。その後持ち直す傾向にございまして、28年度実績では約５万人ということでございます。しばらく減少傾向が続いておりましたが、それが止まり、やや利用者がふえているという状況にございます。

そして、大きなところでございますが、可燃ごみの処理手数料でございます。こちらにつきましても、当初の見込みよりも実績として搬入量がふえている、そのことにより今回増額ということでございます。

可燃ごみの処理量につきましては、平成18年約３万7,000トン、これをピークに減少傾向にございました。しかし、平成23年、東日本大震災以降２年続けての大幅増加となり、その後減るのではないかという予測もございましたが、幾分減少しましたものの、震災前よりも多く搬入されている状況でございます。住民票を移動せずに復興関係の仕事をされている方の増加、また景気の状況がやや上向きになっていることも原因であるかというふうに考えてございます。

また、草木など、従前は自宅で燃やしておりました。そういったものにつきまして、原発事故以来、野焼き等ができなくなったことも原因と考えておりまして、そのことにより震災以降は減らずにいるような状況と考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君）　ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第13、議案第８号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第８号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第３号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入においては、奥州市の使用水量が回復する見込みによる用水供給料金の増額及び賞与引当金等の戻入処理による特別利益の計上、収益的支出においては、天日乾燥床汚泥処理の見直しなどによる委託料の減額など、資本的支出においては借り入れ利率の確定による企業債償還金の減額について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の業務の予定量の補正でありますが、年間供給水量を345万1,512立方メートルに、１日平均供給水量を9,456立方メートルにそれぞれ補正するものであります。

第３条の収益的収入及び支出の補正でありますが、収入については、第１款水道用水供給事業収益を382万1,000円増額し、総額５億1,096万円とするものであります。

内訳でありますが、第１項営業収益を239万3,000円、第２項営業外収益を65万7,000円それぞれ増額し、第３項特別利益を77万1,000円計上するものであります。

支出につきましては、第１款水道用水供給事業費用を4,245万1,000円減額し、総額５億1,266万7,000円とするものであります。

内訳でありますが、第１項営業費用を4,666万3,000円減額し、第２項営業外費用を421万2,000円増額するものであります。

第４条の資本的支出の補正でありますが、第２項企業債償還金を４万円減額し、総額３億983万4,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億8,793万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第５条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を１万5,000円減額し、1,432万7,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（渡辺忠君）　日程第14、議案第９号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君）　議案第９号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の２ページ、３ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,674万3,000円に定めようとするものであります。

平成30年度は、衛生事業においては、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る基幹改良工事費、休炉期間中のごみ処理に係る経費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく消防車両の購入費などを計上しております。

予算書の４ページをお開き願います。第２表、地方債であります。消防施設整備事業債3,260万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。１款分担金及び負担金、１項分担金は28億325万5,000円であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は6,258万円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。２項手数料は２億2,243万6,000円であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は611万円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

４款財産収入、１項財産運用収入は24万1,000円であります。

２項財産売払収入は274万8,000円で、粗大ごみの処理などにより生じる鉄くずなどの売払収入であります。

５款寄附金、１項寄附金は1,000円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。６款繰越金、１項繰越金は2,130万円であります。

７款諸収入、１項預金利子は16万8,000円であります。

２項雑入は1,379万2,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金などが主なものであります。

８款組合債、１項組合債は3,260万円であります。高規格救急自動車の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は110万1,000円。

16ページ、17ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は8,246万6,000円であります。

２項監査委員費は21万5,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費は4,044万7,000円であります。

26ページ、27ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億6,328万円であります。内訳といたしまして、診療所費、火葬場管理費及び広域交流センター費が主な内容であります。

34ページ、35ページをお開き願います。２項清掃費は10億9,386万5,000円であります。内訳といたしまして、可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場費の施設管理経費のほか、特に６目ごみ焼却施設長寿命化事業費に基幹改良工事に係る工事請負費など１億5,971万8,000円を計上しております。

38ページ、39ページをお開き願います。５款消防費、１項総務管理費は２億9,182万5,000円で、消防本部職員の人件費が主な内容であります。

２項消防費のうち１目常備消防費は13億2,407万4,000円、２目消防施設費3,590万6,000円となっております。常備消防費につきましては、各消防署及び分署における人件費と消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、消防力整備計画に基づく高規格救急自動車及び水難救助用ゴムボートの購入に係る経費であります。

２項消防費の計は、13億5,998万円であります。

６款公債費、１項公債費は１億1,636万4,000円であります。内訳といたしまして、元金が１億1,245万8,000円、利子が390万6,000円であります。

７款予備費、１項予備費は1,720万円で、平成30年度の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

７番阿部加代子議員。

○７番（阿部加代子君）　予算書の６ページ、７ページの衛生費に関しましてお伺いをいたします。

ごみ焼却施設の長寿命化にかかわりまして、リサイクル資源物の保管施設の建設であったり、また区域外処理の業務委託費の増であったりするわけでございますけれども、基幹改良工事以外でかかるこれらの経費につきまして、もう少し詳しくご説明いただければというふうに思います。

○議長（渡辺忠君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　ご質問にお答えいたします。

予算書のほうの６ページ、７ページ、衛生費の基幹改良工事の中で、工事に伴いといいま

すか、その他の費用として区域外処理などの経費の状況についてというご質問でした。

まず、リサイクル資源保管施設の建設経費でございます。こちらにつきましては、衛生センター周辺住民の方々、また一般搬入者の方々から、粗大ごみ処理施設に搬入されております自転車、家具等につきまして、再利用を進めるためにも倉庫のような屋内施設を整備したほうがよいのではないか、また衛生センター周辺住民の方々で組織してございます仙人地区環境対策協議会の他団体視察、その場におきましてもリサイクル、リユースを通じましたごみ減量の啓蒙施設の部分がここ胆江地区衛生センターでも必要ではないのかなどのご意見をいただいているところでございます。今回の基幹改良工事とあわせまして整備することで、そのことにより共通休炉期間中のごみの受け入れの中の資源物の回収を行い、その保管施設で保管しようとするものでございます。

主な費用でございますが、議員からご質問、ご指摘ありましたように、まず区域外処理を行うということで、ごみ焼却施設大東清掃センター、それから北上の岩手中部クリーンセンター、こちらのほうの焼却部分のみでございますが、そちらの費用を長寿命化事業費の中に計上しているものでございます。

事項別明細書でいきますと、34ページ、35ページの部分をごらんいただきたいと思います。４款衛生費、２項清掃費、６目ごみ焼却施設の長寿命化事業費、こちらの13節委託料の中にこれら、ただいま申し上げました処理費用、３つの費用でございますが、まず区域外への運搬する経費、繰り返しになりますが、大東と岩手中部の焼却していただく費用、それから資源物運搬、先ほど申し上げました分別した資源物をごみ焼却施設のプラットホームで分別を行いまして、保管施設へ移動します。そういった業務の費用を計上しているところでございます。

それから、工事請負費のほうにございます、ごみ焼却施設の基幹改良工事、これは現在のごみ焼却施設の基幹改良工事そのものでございますし、下段のほうにございますリサイクル資源物保管施設の建設工事費、こちらはただいま申し上げました部分で、この15工事請負費に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君）　７番阿部加代子議員。

○７番（阿部加代子君）　今回基幹改良工事が行われ、またそれにあわせましてリサイクルを行うリサイクル資源物の保管施設の建設等もされるわけでございます。また、基幹改良工事に合わせて電気の発電の建屋も建てられるわけでございます。

こちらの衛生センターですけれども、やはり粗大ごみの処理施設であったり、し尿処理施設等がありますので、それらの施設、今後どういう計画をもって改善、改良、また建て直しをするのかとかという大きな15年、20年先を見据えた、そういう計画を今回基幹改良工事を行うときに合わせて、しっかりと計画を立てていくことも必要ではないかというふうに思いますけれども、管理者のお考えを伺います。

○議長（渡辺忠君）　小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　今議員ご指摘いただいたような部分は、非常に重要な部分だというふうに考えるところであります。予算にある、なしということではなく、これは長期的な部分として取り組まなければならない大切な課題であることというふうに考えておりますので、ご指摘も含めて前向きに、さらにさまざまな検討を加えてまいりたいと、このように思います。
○議長（渡辺忠君）　ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（渡辺忠君）　質疑を終結いたします。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。
～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～
○議長（渡辺忠君）　日程第15、議案第10号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。
○事務局長（渡辺和也君）　議案第10号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。
平成30年度は、これまでの供給状況を勘案した供給水量としているほか、浄水場の天日乾燥床汚泥処分に係る業務委託料、ポンプ設備の整備補修費、車載無線機購入費などを計上しております。
また、胆沢ダム建設工事費の精算に伴い建設負担金の還付が生じることから、収入においては還付金、支出においては構成市町への出資金返還金及び国庫補助金返還金をそれぞれ計上しております。
別冊の平成30年度予算書の１ページをお開き願います。第２条の業務の予定量でありますが、年間総供給水量346万7,500立方メートル、１日平均供給水量9,500立方メートルの供給を見込んでおります。
予算額でありますが、第３条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は５億879万5,000円で、内訳は第１項営業収益４億2,899万4,000円、第２項営業外収益7,980万1,000円であります。支出総額は５億765万7,000円を見込んでおり、内訳は第１項営業費用４億1,982万2,000円、第２項営業外費用8,583万5,000円、第３項予備費200万円であります。

第４条の資本的収入及び支出の予定額については、収入総額は１億6,507万円で、内訳は第１項企業債１億2,200万円、第２項その他資本的収入は4,307万円であります。支出総額は３億5,418万9,000円で、内訳は第１項創設事業費3,070万4,000円、第２項建設改良費18万8,000円、第３項企業債償還金２億8,740万4,000円、第４項出資金返還金1,435万7,000円、第５項国庫補助金返還金2,153万6,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億8,911万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額１万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金１億8,910万6,000円で補填しようとするものであります。

２ページ、３ページをお開き願います。第５条の継続費でありますが、創設事業の総額を271億5,129万2,000円とするものであります。年割額につきましては、記載のとおりでございます。

第６条の企業債でございますが、建設元金等に充当するため、建設元金9,130万円、建設利息3,070万円を限度額としてそれぞれ起債しようとするものであります。

第７条の一時借入金でありますが、その限度額を１億円とするものであります。

第８条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でありますが、職員給与費1,636万9,000円を定めようとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君）　ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　天日乾燥床の問題で、いろいろこの間議論されてきたわけですけれども、今回初めて処理するのかなという思いもあるのですけれども、結構な金額がかかりますが、どういう状況なのか。どういう改善をして、どういうふうになるのかというのをちょっとご説明いただきたいのですが。

○議長（渡辺忠君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　ご質問にお答えいたします。

天日乾燥床の現在の状況でございます。天日乾燥床につきましては、浄水処理工程から発生します浄水汚泥を天日乾燥床へ移送させ、乾燥後産業廃棄物として処分をしてございます。一定の含水率まで低下をさせた場合は、資源として経費の面でも有利となるセメントの原材料とできるものでございます。

28年度の後半から乾燥促進のため、汚泥の濃縮や乾燥が遅滞となる薬品の注入量を減少させることで、浄水汚泥の含水率を効率的に制御することが可能となってございます。ですので、現在天日乾燥床の運用につきましては、汚泥の乾燥の度合いを制御できる、コントロールできる、天日乾燥床ですので、天候は左右されますけれども、こちらで遅滞となるものの薬品の注入量を抑制するなど、含水率のコントロールをできる状態になってございます。

○議長（渡辺忠君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　前にも聞いたのですけれども、それで薬剤の注入量を減らして、一定の含水率の調整はできるようになったと、そのセメント何とかというところまでいくのですか。当初想定されたより費用が大変大きくかかるという話までは聞いたのですけれども、それは問題としてはなくなるということですか。
○議長（渡辺忠君）　千葉水質管理課長。
○水質管理課長（千葉美隆君）　お答えします。
　薬剤の注入量も減少しておりますし、セメントの原料につきまして、一定の含水率まで下げればセメントの原料として資源とできますので、今後セメントの原料として継続的に運用できる見込みと思います。
　費用については、高含水率の処分に比べまして、大幅に削減できる見込みであります。今後よほどのことがない限り、高含水率としての汚泥としての処分となる見込みはないものであります。
○議長（渡辺忠君）　９番今野裕文議員。
○９番（今野裕文君）　慶存ですので、ここらで言えば一番条件の悪いところですよね。天候が悪くても十分当初見込んだようにはなるというふうに、そういうことで理解していいのですか。当初もくろんだ経費水準までは落ちるということですか。
○議長（渡辺忠君）　渡辺事務局長。
○事務局長（渡辺和也君）　ただいまの今野議員さんのご質問は、多分去年の当初の予算の前に、実は全員協議会で汚泥処分に大分苦労しているということを報告させていただきました。
　というのは、当時、平成29年度の話ですけれども、当初は実は汚泥量を2,296トン出るだろうと見込んでおりました。ところが、この問題があって以来、あそこの浄水場を設計したコンサルタント会社、それから運転管理をしている管理受託者とかなり激しく議論いたしまして、いわゆるＰＡＣと呼ばれている凝集剤、薬品を設計値よりもかなり多く入れているのではないかということが判明をいたしました。
　これはどういうことかといいますと、運転管理をする側から言わせますと、一旦汚れた水を配水してしまうわけにはいかないので、怖いために設計値で見ていたよりもかなり多いＰＡＣという薬品を注入をしていたのであります。その結果、汚泥量が2,200トンという、かなりの量の汚泥が出るだろうと見込んでおりました。
　その後、そういった協議を踏まえまして、ことしの見込みでは770トンまで実は汚泥量が落ちてきております。これは何を意味するかといいますと、先ほど担当課長が申し上げましたように、注入するＰＡＣと呼ばれている凝集剤の量をかなり落として、その結果、汚泥の量が減った、これがまず一番大きな要素であります。
　それから、もう一つは、2,200トン汚泥が出るだろうと見込んでいたときは、かなり薬品が多い汚泥だったものですから、ふわふわした乾きにくい汚泥だというふうに見込んでおりま

したので、１トン当たり２万6,000円から２万7,000円ぐらいのお金のかかる処理の仕方をしないとうまく処理できないなというふうな予算を見込んでおりました。ですが、薬品注入量を落としてきたことによって、汚泥の性状も本来の乾きやすい汚泥の性状に変わってきたことによって、今は当初のもくろみどおり、１トン当たり１万1,000円ぐらいの処理費で賄えるようになってきているというものであります。

昨年の予算説明の段階で、全員協議会で、大分困っているというお話を申し上げましたので、議員のただいまのご質問になったのではなかろうかと思いますけれども、現在はそういう状況で推移をしておりますので、ほぼ私どもの見込みどおりのコントロールの中におさまっているだろうという見込みでございます。

○議長（渡辺忠君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後１時50分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成30年１月25日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　渡　辺　　忠

１０番　　千　葉　　正　男

１１番　　内　田　　和　良